

特 に 定 め た 契 約 条 件

県議会の議決を解除条件として以下の条文を追加する。

(仮契約の後本契約締結までの間における取扱い)

第61条の2 仮契約が第61条の議決を受けるまでの間に、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、仮契約を解除し、本契約を締結しない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4に該当するとき。

(2) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領(平成12年4月1日監第2号奈良県土木部監理課長通知)の規定による入札参加停止を受けたとき。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立を含む。)をしたとき又は申立をなされたとき。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなします。

(4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立をしたとき。

(5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立をしたとき又は申立をなされたとき。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなします。

2 受注者が共同企業体であり、前項に該当する構成員を除いて共同企業体協定書の変更を申し出た場合において、発注者は、変更後の共同企業体の構成員が、代表者を含め 者以上である場合は、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することが出来るものとする。

3 第1項の規定に基づいて仮契約を解除した場合、発注者は一切の責任を負わないものとする。